

# 司法書士会からお知らせ

H27年12月版①

発行：東京司法書士会

～東京司法書士会で行う相談会や被災者向けの情報をお届けします～



## 《相続マメ知識》 「相続を証明する書類」ってなに？

ひとが亡くなると、「相続」の問題が発生します。

亡くなって相続される人を「被相続人」、相続する人を「相続人」といいます。

「相続を証明する書類」とは、被相続人が亡くなっていること、どんな相続人がいるかが分かる書類のことです。具体的には「被相続人が生まれてから亡くなるまでの記載のある除籍謄本や戸籍謄本」「相続人の戸籍謄本」がこれにあたります。

相続手続は、こうした書類を提出して行います。

除籍謄本や戸籍謄本は、本籍地の役所でないと取れないので、注意が必要です。

「被相続人が生まれてから亡くなるまでの記載のある除籍謄本や戸籍謄本」は、亡くなった記載のある除籍謄本から出発して、生まれた時点までさかのぼって取る必要があります。

「除籍謄本や戸籍謄本」のほかに「改製原戸籍」が交付されることもあります。これも戸籍謄本の種類なので、必要です。

東電の手続や不動産の登記の名義変更などで、相続について分からないことや悩んでいることがあれば、お気軽に、下記相談をご利用ください！

## 面談による相談（予約制）

### ●東京司法書士会総合相談センター（四谷・金曜 17時～20時）

ご予約電話番号：03-3353-9205

予約受付時間：平日午前9時～12時、午後1時～5時

場所：東京都新宿区本塩町9-3（JR・東京メトロ 四ツ谷駅 徒歩約4分）

### ●三多摩総合相談センター（立川）

ご予約電話番号：042-548-3933

予約受付時間：平日午前10時～午後4時

場所：東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル202-A

（JR 立川駅 北口 徒歩6分、多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分）

## 電話による相談

電話番号：03-3353-2700

相談時間：平日 午前10時～午後3時45分 ※通話料はご相談者様の自己負担となります。